

## 道前福祉衛生事務組合について

(構成団体:西条市・東予市・丹原町・小松町)

- 事務局・やすらぎ苑 東予市玉之江992番地  
・火葬場の設置、管理及び運営に関する事務
- 道前荘 周桑郡小松町大字大頭甲1127番地  
・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 道前育成園 東予市楠乙454番地の59  
・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 東予学園 東予市楠乙438番地の21  
・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 化学分析センター 周桑郡小松町大字大頭甲1200番地  
・化学分析施設の設置、管理及び運営に関する事務
- ひうちクリーンセンター 西条市氷見塩竈戊75番地  
・し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 道前クリーンセンター 周桑郡小松町大字大頭甲1200番地  
・ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

道前福祉衛生事務組合においては、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 周桑事務組合について

(構成団体:東予市・丹原町・小松町)

- 事務局 東予市壬生川111番地の1
- 石燧園 小松町大字大頭甲1104番地  
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務
- 周桑消防本部及び周桑消防署  
丹原町大字願連寺442番地の1
- 周桑消防署小松出張所  
小松町大字大頭甲1086-10  
・消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。）  
・高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務  
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

周桑事務組合においては、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 東予市・丹原町公共下水道事務組合について

- 事務局 東予市壬生川111番地の1
- 浄化センター 東予市三津屋742番地の2  
公共下水道の設置、管理及び運営に関する事務

東予市・丹原町公共下水道事務組合においては、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 周桑開発公社について

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項において、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となる土地等の取得及び造成その他管理等を行うため設立されたもので、設立には議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、定款の変更、解散をする場合には、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされています。解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならぬとされています。

市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。

西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。

### 協議第17号 使用料・手数料等の取扱い(その2)について

『施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。』

手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処

### 訂正

平成15年4月号3ページに記事の間違ひがありましたのでお詫びして訂正します。  
「現在の経済状況で、新庁舎建設で新たな負債を作るよりは大事なことがたくさんある。新市移行後、状況を見て慎重に進めるべきである。」という意見が「事務局」になっていましたが、「委員」の間違ひでしたので訂正します。

分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。』という調整案が提案されました。

### \*継続協議となりました。

協議第18号 各種事務事業(電算システム関係)の取扱いについて

『電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。』という調整案が提案されました。

- 1 合併時に電算システムを統一する。
- 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。

### \*継続協議となりました。